

## 埼玉県自立相談支援事業実施要綱

### 1 事業目的

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

埼玉県（ただし、この事業を実施可能な民間事業者に委託することができる。）

### 3 事業内容

本事業における目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、以下の取組を実施することとする。

#### (1) 取組内容

##### ア 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）した上で、支援の種類及び内容等を記載した自立支援計画（以下「プラン」という。）を策定する。

また、プランに基づくさまざまな支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の状況に応じた適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

##### イ 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていく。さらに、生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たに開発することに努める。

#### (2) 支援対象者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」と

いう。)のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 県福祉事務所管内町村に居住している生活困窮者
- イ 居住地が無く、現に県福祉事務所管内町村に居る生活困窮者
- ウ 県福祉事務所管内町村に起居するホームレス
- エ 県福祉事務所が支援を必要と判断した者

### (3) 支援員

主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3つの職種の支援員を配置して、支援を実施する。

支援員には、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けている者(ただし、当分の間は、この限りではない。)で、かつ、社会福祉士や精神保健福祉士等であって、生活困窮者に対する相談援助業務や就労支援業務などの実務経験を有する者を配置する。

### (4) 支援員の支援内容

#### ア 主任相談支援員

- (ア) 相談業務全般の管理・運営に関する事。
- (イ) 困難事例への対応など高度な相談支援に関する事。
- (ウ) 社会資源の開拓・連携に関する事。
- (エ) 福祉事務所職員及び県内の他の生活困窮者自立相談支援機関職員の資質向上に関する事。

#### イ 相談支援員

- (ア) 支援対象者及びその家族その他の関係者の相談支援に関する事。
- (イ) 支援対象者に対する、支援の種類、内容等を記載した計画の作成その他生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助等に関する事。
- (ウ) 就労支援員と連携した就労支援に関する事。
- (エ) 就労準備支援事業及び家計改善支援事業との緊密な連携を図ること及び両事業との間での適切な役割分担による適切な支援の実施に関する事。
- (オ) ホームレス巡回相談に関する事。
- (カ) 支援調整会議に関する事。
- (キ) 住居確保給付金の相談・受付に関する事。
- (ク) 別途一時生活支援事業業務委託仕様書で定める一時生活支援施設の運営に関する事。
- (ケ) 居宅における日常生活自立支援に関する事。
- (コ) デイケア・福祉的就労など地域生活における自立支援に関する事。
- (サ) 社会への適応が困難な者に対する就労などの自立支援に関する事。

- (シ) 自立支援に必要となる関係機関との連携・調整に関すること。
- (ス) 他法他施策活用の支援に関すること。
- (セ) 市町村相談支援会議の実施及び地域のネットワークづくりに関すること。
- (ソ) 福祉事務所職員及び県内の他の生活困窮者自立相談支援機関職員の資質向上に関すること。
- (タ) その他自立支援に関すること。

#### ウ 就労支援員

- (ア) 就労相談・支援に関すること。
- (イ) 求職活動支援に関すること。
- (ウ) 求人情報の提供に関すること。
- (エ) 職業訓練支援に関すること。
- (オ) 就労訓練事業のあっせんに関すること。
- (カ) 資格取得支援に関すること。
- (キ) 生活習慣の改善に関すること。
- (ク) 職場定着支援に関すること。
- (ケ) ハローワークとの連携に関すること。
- (コ) 生活困窮者向け求人開拓に関すること。
- (サ) 地域における就労支援体制の構築に関すること。
- (シ) 面接会等の実施に関すること。
- (ス) 所以就労支援に関すること。

#### 4 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、以下の手順で実施する。

なお、自立相談支援事業と就労準備支援事業及び家計改善支援事業（以下この別添1において「両事業」という。）を一体的に実施し、プランの協議又はプランに基づく支援の進捗状況の確認の際に両事業に従事する者が参画することや、両事業に従事する者に対して支援の実施状況や支援対象となっている生活困窮者の状態に関する情報を共有することなどにより、両事業との緊密な連携を図る体制を確保するものとする。

##### (1) 生活困窮者の把握・相談受付

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、支援対象者の相談を受け付ける。

ただし相談・支援業務は窓口のみで行うのではなく、支援対象者の居宅又は居所、町村役場、町村社協、入所施設、支援員事務所、福祉事務所、ハローワーク若しくは医療機関等の関係機関において行う。

また、支援対象者及びその家族その他の関係者からの電話・来所による相談の受

付のほか、町村役場、県福祉事務所その他関係機関から支援対象者に関する情報を直接受け付け、支援を開始するものとする。

なお支援員は、支援対象者が相談に来るのを待つだけでなく、相談に来ることができない支援対象者を発見するために、関係機関との連携体制を構築し、支援対象者の発見に努めるものとする。

イ 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（振り分け）する。

ウ 相談者への他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。その際、相談者が要保護となるおそれが高いと判断される場合には、生活保護制度に関する情報提供、助言等の措置を講ずる。

エ 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。アセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、自立相談支援機関が継続してプランの策定等の支援を行うか、又は、他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断（スクリーニング）する。

なお、生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に福祉事務所につなげるものとする。

また、他制度や他機関へのつながりが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他の相談窓口等へつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認するなど、適宜フォローアップに努めるものとする。

なお、本人に関する個人情報に関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることに留意すること。また、いわゆる相談のたらい回しとならないよう関係機関と連携することが重要である。

## (2) アセスメント・プラン策定

ア スクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な支援が妥当と判断された者については、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。

なお、プランは本人と自立相談支援機関とが協働しながら策定するものであることから、プランの策定に当たっては、本人の意思を十分に尊重するものとする。

イ プラン策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援（住居確保給付金の支給、一時生活支援事業の利用等）や、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。

ウ プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、下記に掲げる法に基づく支援、他の公的事業又はインフォーマルな支援など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。

(ア) 住居確保給付金の支給

(イ) 就労準備支援事業

(ウ) 一時生活支援事業

(エ) 家計改善支援事業

(オ) 認定就労訓練事業

(カ) 子どもの学習支援事業

(キ) 自立相談支援機能強化事業

(ク) 就労訓練促進事業

(ケ) (ア)から(ク)までのほか、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

(コ) 公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業

(サ) 生活福祉資金貸付事業

(シ) 上記のほか、様々な公的事業による支援又は、彩の国あんしんセーフティネット事業、フードバンク若しくは民生委員による見守り活動等のインフォーマルな支援

エ 支援調整会議を開催し、プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プランに基づく支援に当たって、関係機関との役割分担等について調整を行う。

オ 県福祉事務所は、支援調整会議（「5 支援調整会議」参照）において、（2）のウの(イ)、(エ)及び(オ)の事業（以下、「就労準備支援事業等」という。）が盛り込まれたプランが了承された場合には、就労準備支援事業等については支援決定（「6 支援決定」参照）を、（2）のウの(ア)、(ウ)、(カ)、(キ)、(ク)、(サ)又は(シ)の事業等については支援内容の確認を行う（(ア)及び(ウ)については、「住居確保給付金申請書」及び「一時生活支援事業利用申込書」において、別途支援（支給）決定を行う）。なお、自立相談支援機関にあっては、就労準備支援事業等を含まないプランが支援調整会議において了承された場合、当該プランを県福祉事務所に報告する。

カ （2）のウの(オ)の支援決定が行われた場合は、就労支援員が属する自立相談支援機関が認定就労訓練事業所をあっせんする。

また、就労訓練事業を雇用型で利用する場合、認定就労訓練事業所のあっせんは、職業安定法に基づく職業紹介事業として実施するものとする。

キ （2）のウの(コ)の事業につなぐ場合については、実施主体がプランの内容を確認し了承した後、自立相談支援機関は、支援決定等がなされたプランの写しとともに、必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行う。

ク 自立相談支援機関は、実施主体の支援決定又は確認を受けたプランに基づき、具体的な支援の提供等を行う。

(3) 支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結

ア プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、各支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。

イ 各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状況等を把握（モニタリング）する。

ウ 定期的なプランの評価は、以下の状況を整理し、概ね3か月、6か月、1年など本人の状況に応じ、支援調整会議において行う。

(ア) 目標の達成状況

(イ) 現在の状況と残された課題

(ウ) プランの終結・継続に関する、本人の希望・支援員の意見等

エ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間については、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。

オ 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

## 5 支援調整会議

### (1) 目的

支援調整会議は、プランの策定等に当たり、以下の4点を主な目的として開催するものである。

#### ア プランの適切性の協議

自立相談支援機関が策定したプランについて、県福祉事務所、町村役場福祉主管課及び関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。プランの内容が、本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを、自立相談支援機関以外の関係者も参画する合議体形式で協議し、判断する。

#### イ 各支援機関によるプランの共有

各支援機関が、プランの支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、これを了承する。本人が抱える課題と設定した目標を共有し、各支援機関の役割を明確化する。

#### ウ プラン終結時等の評価

プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、自立相談支援機関としての支援を終結するかどうかを検討する。

## エ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、それらを地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取組を検討する。

### (2) 開催方法

開催方法については、「埼玉県生活困窮者自立支援法に係る支援調整会議及び支援決定実施要領」によるものとする。

### (3) 留意点

支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて県福祉事務所、町村役場福祉主管課やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。

## 6 支援決定

(1) 県福祉事務所は、プランに盛り込まれた就労準備支援事業等の利用について、その可否を決定するために支援決定を行う。また、併せて、当該プランの内容が適切であるか否かを確認する。

(2) 県福祉事務所による支援決定は、以下の手順により「埼玉県生活困窮者自立支援法に係る支援調整会議及び支援決定実施要領」に基づき行うものとする。

ア 自立相談支援機関は支援調整会議で了承されたプランを県福祉事務所に提出する。

イ 県福祉事務所はプランに盛り込まれた就労準備支援事業等の支援方針、支援内容等について確認するとともに、それらの事業の利用要件に該当しているかを確認する。

ウ プランに盛り込まれた就労準備支援事業等について、利用要件に該当していることが確認できた場合は、県福祉事務所において決裁し、自立相談支援機関を經由して速やかに利用者へ支援決定の通知を行う。

(3) 上記(2)のイにおいて、事業の利用要件に該当しないなど、支援決定ができない理由がある場合は、県福祉事務所はその理由を速やかに自立相談支援機関に報告する。報告を受けた自立相談支援機関は、本人と関係機関・関係者と再度プラン内容について確認・調整を行い、見直したプランを改めて県福祉事務所に提出する。

## 7 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して検討の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期に把握し、チーム支援を行うためには、関係機関との連携が重要であり、このためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る必要がある。

また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努める。

## 8 住居確保給付金の手続

住居確保給付金の相談・受付業務、受給中の面接業務等（県福祉事務所が行う支給決定に関する事務を除く。）は、自立相談支援機関において行う。住居確保給付金の相談・受付から支給決定までの事務に関しては「埼玉県生活困窮者住居確保給付金実施要領」に基づき実施するものとする。

## 9 県福祉事務所の役割及び支援員との連携

### (1) 県福祉事務所と支援員の情報共有

県福祉事務所が生活困窮者からの新規の相談を受けた場合には、支援員に直ちに情報提供を行う。

支援員は、生活困窮者からの新規の相談を受けた場合には、県福祉事務所に情報提供を行う。

### (2) 支援調整会議・支援決定

支援員は、支援調整会議や県福祉事務所による支援決定の円滑な実施のため、支援経過について随時県福祉事務所に情報提供を行う。

### (3) 県福祉事務所職員の同行訪問

支援員が支援対象者宅を訪問する場合、必要に応じ県福祉事務所職員が同行することが出来るものとする。

### (4) 支援員から県福祉事務所への支援状況に関する報告

支援員は、県福祉事務所に支援対象者の支援に関する情報を定期的に報告する。

## 10 留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」（平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添1）及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について（通知）」（平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知）などの関連通知を踏まえるものとする。

(2) 相談支援に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」に定める「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」を使用すること。また、利用者ごとに支援台帳を作成し、管理するものとする。



(3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続を踏まえるものとする。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から適用する。